

小・中学校保護者の皆様へ

平素は、本町の学校教育に対して、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7月27日付で「学校再開後の出席停止基準及び臨時休業の目安」についてお知らせさせていただいたところです。

その後、県内においても新型コロナウイルス感染症が拡大していることから、本町における出席停止及び臨時休業の対応について改めてお知らせしますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、対応を変更することがあります。

◆新型コロナウイルス感染者が発生した場合

<当該児童生徒または当該教職員等について>

陽性と判明	治癒した後、14日を経過するまで出席等を停止
濃厚接触者と判明	感染者との最終接触日を0日として14日間出席等を停止 ※濃厚接触者としてPCR検査をし、陰性が確認された場合も同様

① <関係者や学校について（保健所の指示を仰ぎます。）>

- ・保健所により濃厚接触者を特定するための調査が行われます。
- ・校舎等の消毒の要否について判断されます。
(消毒が必要な場合、速やかに消毒を行うことになります。)

② <臨時休業について>

ア まず、保健所により濃厚接触者が特定され、校内の消毒が完了するまでの上記①の期間は、当該学校の全部または一部を臨時休業とします。

イ また、感染の状況等について関係機関と連携・協議し、下表を目安として臨時休業の判断を行うこととなります。

感染の状況	臨時休業の対象
学校内で感染者が発生し、濃厚接触者が学級または学年内に限定される場合	当該学級または学年
学校内で感染者が複数名発生し、校内で感染した可能性がある場合	当該学校
地域内の複数校において、複数名の感染者が発生した場合	地域内のすべての学校

※ アの臨時休業の期間は、保健所の指示により1～3日間です。

※ イの臨時休業の期間は、原則、最終感染者確認後14日間です。

※ 「PCR検査を受けること」をもって「濃厚接触者」と判断されるわけではありません。
「濃厚接触者」であるかどうかは保健所の判断に委ねられています。

※ 学校での感染者は発生していないが、橋本保健所管内等で感染者が発生している場合は、保健所等と協議し判断します。